

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)について

1 条例改正の趣旨

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）では、動物の適正な飼養のほか、動物の不適正な取扱いに対する措置命令等の事項を定めています。

この度、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、

- ・ 犬又は猫の適正飼養が困難となるおそれがある場合の繁殖防止措置の義務化
- ・ 動物を飼養・保管している者等に対する報告徴収及び立入検査
- ・ 関係機関の連携強化

等が新たに規定されました（一部を除き、令和2年6月1日施行）。

上記法の改正趣旨を踏まえ、動物の適正飼養のための規制を強化するため、条例の一部を次のとおり改正します。

2 条例改正の概要

主な改正部分は下線で示しています。

区分	条例の改正内容	法の改正内容（参考）
(1) 動物の適正飼養のための規制の強化	① 繁殖防止 (第6条関係) 条例の対象動物※ ¹ について、 <u>適正飼養が困難となるおそれがある場合の繁殖防止措置を義務化</u> （改正前は努力義務）	(第37条) 犬又は猫について、 <u>適正飼養が困難となるおそれがある場合の繁殖防止措置を義務化</u> （改正前は努力義務）
	② 都道府県知事による指導等の規定 (第16条関係)【新設】 条例の対象動物※ ¹ について、その飼養・保管等によって周辺の生活環境が損なわれる事態を生じさせている者に対する <u>指導及び助言の規定を追加</u>	(第25条第1項)【新設】 動物※ ² の飼養・保管等によって周辺の生活環境が損なわれる事態を生じさせている者に対する <u>指導及び助言の規定の追加</u>
	(第21条関係) 動物愛護監視員に行わせる事務に、 <u>法で新設された報告徴収及び立入検査の事務を追加</u>	(第25条第5項)【新設】 動物※ ² の飼養・保管等によって周辺の生活環境が損なわれる事態又は動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する <u>報告徴収及び立入検査の事務の追加</u>
(2) 関係機関との連携強化	(第3条関係) 緊密な連携先として、 <u>民間団体等を追加</u>	(第41条の4) <u>民間団体との連携強化の追加</u>

※1 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひるその他の人が占有する動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

※2 哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの（畜産農業に係るもの及び試験研究又は生物学的製剤の製造の用等に供するために飼養・保管しているものを除く。）

3 条例改正の内容

別添の新旧対照表(案)及び改正後全文(案)のとおり

4 条例改正のスケジュール

パブリックコメント：令和元年11月7日～12月9日

改正条例案の提案：令和2年第1回北海道議会定例会(2月27日開会)に提案

改正条例の施行：令和2年6月1日(改正法と同日)施行予定

新旧対照表（案）

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 特定動物 <u>第25条の2</u> に規定する特定動物をいう。	(2) 特定動物 <u>第26条第1項</u> に規定する特定動物をいう。
(3)・(4) 略	(3)・(4) 略
(道の責務)	(道の責務)
第3条 略	第3条 略
2 道は、動物の愛護及び管理に関する施策について、 <u>市町村、民間団体等</u> と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。	2 道は、動物の愛護及び管理に関する施策について、 <u>市町村</u> と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。
(飼い主の遵守事項)	(飼い主の遵守事項)
第6条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第6条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)～(9) 略	(1)～(9) 略
2 動物の所有者は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	2 動物の所有者は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) みだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置（以下「不妊措置」という。）を <u>講ずること</u> 。	(1) みだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置（以下「不妊措置」という。）を <u>講ずるように努めること</u> 。
(2) 略	(2) 略
(措置命令等)	(措置命令等)
第16条 略	第16条 略
2 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるとき <u>(法第25条第4項に規定するときを除く。)</u> は、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを勧告することができる。	2 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを勧告することができる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
3 知事は、動物（ <u>法第10条第1項に規定する動物を除く。</u> ）の取扱いに起因して <u>周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</u>	(新設)
4 知事は、 <u>前項の規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</u>	3 知事は、 <u>動物の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</u>
5 略	4 略

新	旧
<p>6 知事は、第2項又は前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>5 知事は、前3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
<p>(報告徴収及び立入調査等)</p>	<p>(報告徴収及び立入調査等)</p>
<p>第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は前条第3項の規則で定める事態を生じさせている者に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに係る場所に関係のある場所に立ち入り、動物の取扱いの状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させることができる。</p>	<p>第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は前条第3項に規定する者に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに係る場所に関係のある場所に立ち入り、動物の取扱いの状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させることができる。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(動物愛護監視員)</p>	<p>(動物愛護監視員)</p>
<p>第21条 知事は、法第24条第1項(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)、第24条の2第3項、第25条第5項及び第33条第1項の規定による立入検査、第17条第1項の規定による立入調査又は立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置くものとする。</p>	<p>第21条 知事は、法第24条第1項(法第24条の4において準用する場合を含む。)及び法第33条第1項の規定による検査、第17条第1項の規定による立入調査又は立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置くものとする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 動物愛護監視員は、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(適用除外)</p>	<p>(適用除外)</p>
<p>第22条の2 次に掲げる規定(第2号に掲げる規定にあっては、特定移入動物に係る部分を除く。)は、札幌市の区域については、適用しない。</p>	<p>第22条の2 次に掲げる規定(第2号に掲げる規定にあっては、特定移入動物に係る部分を除く。)は、札幌市の区域については、適用しない。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 第16条(第5項を除く。)、第17条、第21条及び第5章(第27条を除く。)</p>	<p>(2) 第16条(第4項を除く。)、第17条、第21条及び第5章(第27条を除く。)</p>
<p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 第16条第6項の規定による命令に違反した者</p>	<p>(2) 第16条第5項の規定による命令に違反した者</p>
<p>(3) 略</p>	<p>(3) 略</p>

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関して必要な事項を定め、動物の適正な取扱いを推進することにより、道民の動物愛護精神の高揚を図り、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物の取扱いにより人に及ぼす迷惑及び動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止し、並びに移入動物の野生化を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (2) 特定動物 法第25条の2に規定する特定動物をいう。
- (3) 特定移入動物 道外から移入された動物であって、野生化した場合に北海道の生態系をかく乱するおそれがあると認められるもので、規則で定めるものをいう。
- (4) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。

(道の責務)

第3条 道は、動物の愛護及び管理に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、動物の愛護及び管理に関する施策について、市町村、民間団体等と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

(道民の責務)

第4条 道民は、動物が命あるものであることを認識してその愛護に努めるとともに、道が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する責務を有する。

(飼い主の責務)

第5条 飼い主は、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚し、その動物の本能、習性等を理解して適正に飼養(保管を含む。以下同じ。)することにより、その健康及び安全を保持するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産を侵害し、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

第2章 動物の適正な取扱い

第1節 動物の適正な飼養

(飼い主の遵守事項)

第6条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 種類、発育状況等に応じ、適正にえさ及び水を与えること。
 - (2) 本能、習性等に応じた飼養施設等を設け、これを適正に維持管理すること。
 - (3) ふん、毛又は羽毛等の汚物を適正に処理し、飼養施設及びその周辺、公園及び道路等を汚染しないようにすること。
 - (4) 逸走した場合には自ら捜索し、及び災害が発生して避難する場合には動物を伴う等自己の責任による措置を講ずるようにすること。
 - (5) 異常な鳴き声、体臭等により人に迷惑を及ぼさないようにすること。
 - (6) 原則として、離乳前の動物の譲渡は行わないようにすること。
 - (7) 死亡した場合は、その死体を適正に処置すること。
 - (8) 逸走した場合における飼い主への返還を容易にするため、法第7条第6項に規定する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めること。
 - (9) 人及び動物の健康を保持するため、動物と人との間で感染する疾病及び動物相互間で感染する疾病について、その正しい知識を習得し、及び必要に応じてワクチンを接種する等その予防措置に努めること。
- 2 動物の所有者は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに繁殖して適正に飼養することが困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置（以下「不妊措置」という。）を講ずること。
- (2) 継続して飼養することが困難となった場合には、譲渡先を自ら探し、終生飼養するように努めること。

（犬の飼養）

第7条 犬の飼い主は、その飼養する犬について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 逸走を防止し、適正に管理するため、室内、十分な広さのある囲いの中その他の人に危害を加えるおそれのない場所又は方法で飼養すること。
- (2) 十分に運動できる囲いの中で飼養する場合を除き、その種類、発育状況、健康状態等に応じ、人に危害を加えるおそれのない場所又は方法で適正な運動をさせること。この場合において、ふん等の汚物を適正に処理し、公園、道路等又は他人の土地等を汚染しないようにすること。
- (3) 飼い主の制御に従うように、必要なしつけ及び訓練をすること。

（猫の飼養）

第8条 猫の飼い主は、その飼養する猫について、疾病の感染及び不慮の事故を防止し、猫の健康及び安全を保持するため、室内での飼養に努めなければならない。

- 2 猫の所有者は、その飼養する猫を放し飼いにする場合にあっては、猫がみだりに繁殖することを防止するため、不妊措置を講ずるように努めなければならない。

（動物取扱責任者の責務）

第9条 法第22条第1項の動物取扱責任者は、機会あるごとに講習を受講する等、常に動物に関する知識の研さんに励み、その資質の向上に努めなければならない。

第2節 特定動物の飼養

（飼い主の遵守事項）

第10条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物について、次に掲げる事項を遵守し、特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないように飼養しなければならない。

- (1) 特定動物の種類、数、本能、習性等に応じて適正に飼養すること。
- (2) 逸走した場合における捕獲等の方法及び周辺住民の避難誘導方法並びに人身事故発生時における救急救命方法を確立しておくこと。
- (3) 捕獲等のための非常用器材を備え付け、及びその器材を常に使用可能な状態で整備しておくこと。
- (4) 地震、火災等の非常災害時における逸走防止対策及び避難対策を確立しておくこと。

（緊急時の措置）

第11条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が飼養施設から逸走したときは、直ちに、その旨を関係行政機関に通報するとともに、近隣の住民に周知し、当該特定動物を捕獲する等、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の措置）

第12条 特定動物の飼い主は、その飼養する特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、直ちに適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置を講ずるとともに、その事故及びその後の措置について、事故発生時から24時間以内に、知事に届け出なければならない。

第3節 特定移入動物の飼養

（販売時の説明及び記録の保管）

第13条 動物の販売を業として行う者（以下「動物販売業者」という。）は、特定移入動物を販売する場合において、購入者に対し、終生飼養する意思を確認し、その動物の本能、習性、飼養方法、疾病の予防、生殖を不能にする手術の必要性等の適切な情報を提供しなければならない。

- 2 動物販売業者は、規則で定めるところにより、特定移入動物の販売等の取扱実績を記録し、及び保管しなければならない。

（飼養の開始等の届出）

第14条 飼い主が特定移入動物の飼養を開始したときは、その開始の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。飼養を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

（飼い主の遵守事項）

第15条 特定移入動物の飼い主は、その飼養する特定移入動物について、本能、習性等を理解して、適切な飼養施設等に收容し、逸走させないように飼養しなければならない。

2 特定移入動物の所有者は、その特定移入動物が逸走し、自然界で繁殖することを防止するため、当該動物の生殖を不能にする手術をするように努めなければならない。

第4節 措置命令等

(措置命令等)

第16条 知事は、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該特定動物に係る飼養の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) 第10条の規定に違反している者

(2) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 次条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるとき（**法第25条第4項に規定するときを除く。**）は、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを勧告することができる。

(1) 飼養施設を設置し、又は改善すること。

(2) 飼養方法を改善すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、動物の健康及び安全のために必要な措置

3 知事は、動物（**法第10条第1項に規定する動物を除く。**）の取扱いに起因して周辺的生活環境が損なわれている事態として規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

4 知事は、前項の規則で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5 知事は、特定移入動物が逸走するおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主に対し、期限を定めて、飼養施設の改善その他の動物の逸走を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

6 知事は、**第2項又は前2項**の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入調査等)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主又は前条第3項の**規則で定める事態を生じさせている者**に対し、動物の取扱いに関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、飼養施設その他動物の取扱いに関係のある場所に立ち入り、動物の取扱いの状況及び飼養施設その他の物件を調査させ、若しくは検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章 動物の引取り、收容等

(犬又は猫の引取り)

第18条 知事は、法第35条第1項の規定により犬又は猫の引取りを求められた場合においては、安易な飼養の放棄を認めることなく、所有者に対し、当該動物を終生飼養することを求めるものとする。

2 知事は、法第35条第1項の規定により子犬又は子猫を引き取る場合においては、当該子犬又は子猫の親犬又は親猫の不妊措置をするよう、当該所有者に指導及び助言を行うものとする。

(動物を負傷させた者のとるべき措置)

第19条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、過失により犬、猫等の動物を負傷させ、又は死亡させた者は、速やかにこれを救護し、又は收容する等動物愛護精神に基づいた適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(負傷動物等の收容等)

第20条 知事は、法第36条第2項の規定により負傷動物等を收容したときは、治療その他の必要な措

置を講ずるものとする。

第4章 雑則

(動物愛護監視員)

第21条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4第1項において準用する場合を含む。）、第24条の2第3項、第25条第5項及び第33条第1項の規定による立入検査、第17条第1項の規定による立入調査又は立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置くものとする。

2 動物愛護監視員は、職員のうちから、獣医師等動物の適正な取扱いに関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

3 動物愛護監視員は、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員とする。

(北海道環境審議会の意見の聴取)

第22条 知事は、第2条第3号の規定に基づき特定移入動物となるべき動物を規則で定めようとするときは、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第22条の2 次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあつては、特定移入動物に係る部分を除く。）は、札幌市の区域については、適用しない。

(1) 第2章第2節

(2) 第16条（第5項を除く。）、第17条、第21条及び第5章（第27条を除く。）

(規則への委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第24条 第16条第1項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第16条第6項の規定による命令に違反した者

(3) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による通報をしなかった者

(2) 第13条第2項の規定による記録をせず、若しくは虚偽の記録をし、又は保管をしなかった者

第27条 第14条前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、拘留又は科料に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定
特に以下については必要な検討を行うことを規定

- ①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制） ②マイクロチップの装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

主な改正内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. マイクロチップの装着等

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

6. その他

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

施行日（附則第1条）

○公布から1年以内

下記以外の改正事項全般

○公布から2年以内

- ・環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準
- ・出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制
※いわゆる8週齢規制

○公布から3年以内

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ
関連の事項全般